



# 鳥取県公報

平成16年 2月24日(火)  
号外第15号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則(7)(景観自然課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 景観形成地域内において建築基準法に規定する建築物等の新築等の特定行為を行おうとする際に届出を要しない公共的団体について、次のとおり改めることとした。(第11条関係)
  - (1) 労働福祉事業団を削り、独立行政法人労働者健康福祉機構を加えること。
  - (2) 雇用・能力開発機構を削り、独立行政法人雇用・能力開発機構を加えること。
- 2 この規則は、平成16年 4月 1日から施行することとした。ただし、1(2)は、同年 3月 1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第7号

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県景観形成条例施行規則(平成5年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第11条 条例第12条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。 (1)~(4) 略 (5) 独立行政法人労働者健康福祉機構 (6) 独立行政法人雇用・能力開発機構 (7)~(12) 略	第11条 条例第12条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。 (1)~(4) 略 (5) 労働福祉事業団 (6) 雇用・能力開発機構 (7)~(12) 略

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第11条第6号の改正は、同年3月1日から施行する。